

時代の変化に対応した文化財 保護施策の改善充実について

－ 報 告 －

平成 6 年 7 月 1 5 日

文化財保護企画特別委員会

目 次

はじめに	1
第1 社会の変化と新しい課題について	2
1. 文化財を取り巻く環境の変化	2
(1) 社会構造の変化	
(2) 文化活動の活発化	
(3) 文化財に関する国際交流・協力の増大	
2. 文化財保護施策に関する改善の視点	2
(1) 文化財の種類・範囲の再検討及び保護措置の多様化	
(2) 地域における文化財の活用の促進	
(3) 文化財の国際交流・協力の積極的な推進	
第2 文化財保護の対象・保護措置の拡大について	3
1. 幅広い文化財の保護の要請への対応	3
(1) 文化財の保護措置の拡大（裾野の拡大）	
(2) 伝統的な生活文化等に対する保護制度の拡充（保護対象分野の拡大）	
(3) 近代の文化遺産の保護（近代の遺産の保護のための新しい視点の導入）	
(4) 現代の芸術文化及び生活文化の保護（現代への時代的拡大）	
(5) 無形の文化財の変化への対応	
2. 文化財の総合的な把握と保護	5
(1) 各種文化財の総合的な保護	
(2) 動植物とその環境の保護	
(3) 景観・環境に関する文化財保護	
3. 文化財保護制度の多様化と充実	5
(1) 文化財保護手法の多様化	
(2) 文化財保護財源の充実	
(3) 民間の文化財保護活動に対する支援の充実	
(4) 埋蔵文化財制度の充実	
ア. 埋蔵文化財制度とその現状	
イ. 主要課題とそれへの対応	
(ア) 重要遺跡の選定等による保護措置の強化	
(イ) 発掘調査の迅速化	
(ウ) 出土品の管理方法の改善	
(エ) 発掘調査の成果の活用・普及	
(オ) 埋蔵文化財発掘調査担当専門職員	
第3 文化財の保存伝承基盤の充実について	7
1. 文化財に関する学習活動等の充実	7

2. 後継者等人材の確保等	8
(1) 伝統芸能等の後継者の確保・伝承活動の充実	
ア. 伝統芸能・工芸技術	
イ. 無形の民俗文化財	
(2) 伝統的文化財修理技術者・技能者の確保	
ア. 修理技術者	
イ. 伝統的技能保持者	
3. 文化財の修理・修復資材の確保	8
(1) 修理・修復資材の確保	
(2) 代替材料の開発の推進	
4. 文化財学の振興	9
(1) 国立文化財研究所等の整備充実とその研究成果の普及	
(2) 大学等における文化財学関連の教育研究の充実	
(3) 研究機関等のネットワーク化の推進	
第4 文化財の活用の推進について	10
1. 文化財に国民が親しむ機会の拡大	10
(1) 文化財公開施設の基準の明確化	
(2) 文化財公開施設等の整備	
(3) 文化財集中地域の面的な整備	
(4) 民間の伝統芸能上演施設に対する支援の充実	
2. 史跡の整備と失われた歴史的建造物等の復元	11
3. 地域活性化施策・文化財関連産業振興施策との調整	11
(1) 文化財を核としたまちづくり・むらおこし	
(2) 文化財関連産業の振興と文化財保護	
4. 文化財情報システムの構築	12
第5 文化財の国際交流・協力の推進について	12
1. 文化財を通じた国際交流の推進	12
(1) 日本伝統文化海外紹介事業の推進	
(2) 博物館・美術館・文化財研究所相互の交流の促進	
(3) 重要文化財等の海外展への出品手続の簡素化	
2. 文化財保護の国際的な協力	13
(1) 世界遺産の保護に関する協力	
(2) 海外にある日本の古美術品の修復への協力	
3. 文化財の国際交流・協力の推進体制の確立	14
第6 文化財保護行政の体系化と機能の強化について	14
1. 地方公共団体の役割の増大と国・地方の連携	14
(1) 国指定文化財に対するかかわり方	
(2) 地方公共団体独自の文化財の保存・活用の推進	
(3) 文化財指定の基準・方針の明確化・周知	

（４）文化財保護行政担当者の配置と資質の向上	
２．国の文化財保護行政の機能の強化……………	15
（１）時代の変化に対応した文化財行政の充実	
（２）地方との協力関係の強化	
（３）文化財保護に関する広報活動の推進	

文化財保護企画特別委員会審議経過報告

時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について

はじめに

我が国の今日の文化財保護制度は、昭和25年に制定された文化財保護法に基づいている。同法は、文化財を取り巻く社会的状況の変化等を踏まえて、昭和29年及び同50年に制度的な改正が行われているが、基本的な仕組みは、重要な文化財を国が指定し、有形の文化財については輸出の禁止や現状変更等の規制を及ぼすとともに修理等に助成することによって、また、無形の文化財については伝承活動等への助成によって、それぞれ保護しようとするところにある。この制度は、我が国の文化行政の大きな一翼を担うものであり、文化財保護にとって大きな貢献をなし、今日では、国民の間に広く定着していると言える。

しかし、他方では、経済のソフト化やサービス化等の急速な進展に伴う産業構造・就業構造の大きな変化、これまで我が国が経験したことのない社会の成熟化、情報化、国際化など、新たな歴史的な転換期を迎え、国民の意識や文化的な活動への関心も大きく変わりつつある。また、今日では、地方の時代、文化の時代と呼ばれるように、地域住民の文化的な欲求の増大や多様化の動きを反映して、地方公共団体の文化行政の組織も漸次拡充整備されつつあり、地域文化の振興に対する行政の役割もますます大きくなってきている。さらに、世界的にも、自国及び他国の伝統文化や文化遺産を尊重する趨勢となっており、各国においてそれらを保護するための施策の改善・充実が図られてきている。

このような時代の変化に伴う新たな状況や社会の要請に適切に対応しつつ、文化振興の観点から、文化財の概念や文化財保護の理念について再検討するとともに、文化財保護法の改正を含めて現行の文化財保護に関する行財政制度を再構築する必要がある。

文化財保護企画特別委員会は、このような認識の下に、今後における文化財の保護の在り方等に関し、中・長期的な観点から総合的かつ専門的な調査研究を行うため、平成4年4月に文化財保護審議会の下に設置されたものである。

本委員会は、新たな文化財保護制度の在り方について総合的に審議し、提言することを自らの使命とし、今日まで11回の審議を行った。その間、問題点や重点的に審議すべき事項についての整理を行うとともに、2回にわたって地方公共団体や文化財保護関係者からの意見聴取を実施するなどして文化財を巡る動向の把握に努め、今後の文化財保護制度の在り方の全体的・総合的な検討を重ねた。また、平成5年1月には、審議の取りまとめのための起草小委員会を設置し、審議の充実を図った。

さらに、文化財保護については国民各層の強い関心や生活との密接な関係があることから、平成5年4月、それまでの議論を整理し、関係する各方面の意見を聞くこととし、審議経過報告を取りまとめて公表した。これをもとに、都道府県教育委員会や文化財保護関係団体の意見を聞いて、更に審議を行い、このたび、最終的な報告を取りまとめたものである。

本委員会としては、文化庁をはじめとする行政機関はもとより、都道府県・市町村や文化財保護関係団体等、広く関係機関・関係者が、本報告の趣旨を体し、必要な施策の実施に速やかに取り組まれるよう強く期待する。

第1 社会の変化と新しい課題について

1. 文化財を取り巻く環境の変化

今日、我が国においては、国民生活の向上や科学技術の高度な発達などを背景として、国民の意識や社会構造は急速な変化を見せており、文化財に対する社会的要請や文化財を取り巻く内外の情勢も著しく変化してきている。

(1) 社会構造の変化

急激な経済成長等によってもたらされた大規模な国土開発、都市開発の進展、生活様式の変化、農山漁村の過疎化・高齢化などにより、自然環境の破壊、埋蔵文化財や歴史的建造物の損壊、伝統的な民俗芸能や民俗技術の消滅などの問題が深刻化している。また、近代の我が国において生み出された貴重な産業機械や様々な製品なども、科学技術の進展などに伴い急速に廃棄・消滅の過程にある。

(2) 文化活動の活発化

経済的な発展による生活水準の向上と余暇時間の拡大等に支えられて、国民の間では、心の豊かさや生活に潤いを求める動きが活発になり、文化に対する志向がかつてないほど強まっている。このような中で、地域において保存・伝承されてきた歴史的建造物や史跡・名勝、地域の伝統的な芸能や風俗慣習などの伝統文化に対して、これまで以上に目が向けられるとともに、特色ある文化活動や伝統文化を生かしたまちづくり・むらおこしを行うための対策の充実が求められている。また、文化財に関する研究やその活用の促進を図るため、新たな文化財情報システム構築という要請も出てきている。

(3) 文化財に関する国際交流・協力の増大

今日、国際社会は相互依存の関係を強め、世界の各国は、全人類のかつ地球の視点に立って、人類の平和と繁栄のために積極的にその役割を果たしていく時代を迎えている。このような中で、我が国については、経済的な発展を背景に、国際社会における役割が著しく増大していることから、世界の人々が日本の歴史や文化に対して強い関心を寄せるようになり、日本文化紹介事業開催等の我が国への要請は急激に増大している。また、我が国が保持している優れた文化財の保存・修復の技術を生かして、海外に流出した日本古美術品や、世界的な文化遺産等の保存・修復の協力をしていくことに対する強い期待が寄せられている。

2. 文化財保護施策に関する改善の視点

新たな時代の変化の中で、現行の文化財保護制度や保護施策が抱えている課題は広範多岐に及んでおり、それらに対応した個々の具体的な改善方策が必要である。今後の文化財保護制度・施策を検討するに当たっては、次に掲げる方向を目標として、改善充実を図っていくことが重要である。

(1) 文化財の種類・範囲の再検討及び保護措置の多様化

文化財は極めて多種多様であり、今日の社会におけるその存在意義あるいは保存伝承の方法などは、文化財の種類あるいは性格等に応じて異なっている。

したがって、社会構造の変化、国民の文化活動の活発化等の中で今日まで保存伝承されてきた文化財を将来の世代に^{つぎ}つぎに伝えるとともに、国民生活の中で生かし、文化創造の基盤としていくためには、優れた文化財を適切に保護するという考え方を基礎に、文化財の置かれた多様な実態や活用手段に対応して、文化財の種類・範囲について再検討するとともに、それぞれの文化財の持つ意義・役割等に応じ、多様かつ実行性のある保護措置を講ずる必要がある。

(2) 地域における文化財の活用の促進

現行の文化財保護法は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資する」ことを目的としているが、従来の文化財保護行政においては、文化財保護の重点は文化財の保存に置かれてきた。最近では、文化財の活用を図る施策の充実に努力が払われつつあるが、国民の間では、身近な地域を中心として、博物館での学習活動、伝統芸能の鑑賞や実演、お祭りなどの伝統的な文化活動への参加、町並みの保存や歴史的建造物の復元など、文化財に対する多面的な活動や意欲が急速に高まっている。このような国民の文化財に対する多様な要求への積極的な対応が必要である。

(3) 文化財の国際交流・協力の積極的な推進

我が国は、歴史的に世界の国々から多くの文化を受容・吸収し、日本の文化を発展させてきたが、近年、世界の人々の日本の歴史・文化に対する関心が急速に高まってきている。我が国は、ともすれば「経済の顔」に比し「文化の顔」が見えないと言われており、今後、諸外国における日本の歴史・文化の理解の増進に努めるため、我が国と世界の国々の間での双方向の文化交流を推進していく必要がある。

また、我が国の文化財の保存・修復の技術は、世界的にも高い水準にあり、文化交流や文化における国際貢献の観点から、諸外国に所在する世界的な文化遺産・自然遺産の保護に対する協力を行っていくことが重要である。さらに、海外に流出した日本の古美術品についても、それらは日本の伝統文化を海外で紹介する役割を有するものでもあり、積極的に保存・修復に協力することが重要である。

第2 文化財保護の対象・保護措置の拡大について

1. 幅広い文化財の保護の要請への対応

現行の文化財保護法制定時には、文化財の重点的保護が重要な方針（重点主義・厳選主義）となっていた。これは、当時の限りある国家財政の下では、効率的・効果的な対応策であったと言える。しかしながら、今日では、より広範多岐にわたる文化財への国民の関心、保護の意識が高まってきており、より幅広く保護の措置をとることが求められている。このような文化財の保護の要請にこたえるため、文化財概念の再構築も含め、文化財の保護の対象について、次のような視点に立って、保護主体、保護の内容、財源措置等との関係も含めて更に検討していく必要がある。

すそ

(1) 文化財の保護措置の拡大（裾野の拡大）

現行制度においては、優れた文化財を重点的に保護するという従来の考え方に基づいて文化財の保護措置が講じられてきたが、その重点主義・厳選主義のため、指定されていない文化財が数多く残されている。今後は、これら指定されていないもの（いわゆる裾野の部分）について、より国民の文化財に対する認識を深めるため、保護の対象とする方向での運用の改善充実が必要である。

（２）伝統的な生活文化等に対する保護制度の拡充（保護対象分野の拡大）

我が国の伝統的な生活文化、各種の技能、民俗技術等で、現在、指定の対象としていない分野の中で、急速に消滅しつつあるものがある。これらは、国民が広く我が国の歴史・文化等の理解を深めるところのものであることから、文化財としての保護を求める要請がある。このような分野に対する保護措置について検討する必要がある。

（３）近代の文化遺産の保護（近代の遺産の保護のための新しい視点の導入）

国は、文化財のうち、学術的な調査・研究による歴史的な評価が確定した重要なものから指定しており、現在のところ、近代に属する文化財で指定の検討対象としているものは、例えば、美術工芸品のうち絵画が昭和の初期、建造物は大正末、史跡は明治の初期までのものとなっている。今後、調査・研究を更に進め、近代の文化遺産の指定の促進を図る必要がある。

また、近年関心が高まっている我が国の近代化を支えた有形・無形の文化的所産としてのいわゆる近代化遺産については、早急に調査・研究を進め、保存の方策を講ずる必要がある。その際、工場等大規模な産業施設や、大量の等質的な製品などは、これまでの文化財指定の方式では保存が困難なものもあり、その実情に応じた保護の仕組みを検討する必要がある。

（４）現代の芸術文化及び生活文化の保護（現代への時代的拡大）

現在、国の重要文化財等の指定は、歴史上又は芸術上の価値の高いものについて行っている。現代の作品については、文化財保護施策と美術館活動等との関係を考慮しつつ、それぞれの役割分担を踏まえ、対応を検討する必要がある。

また、現代をも含めたいわゆる生活文化に関する資料については、平成４年６月の文化政策推進会議報告「文化政策推進会議審議状況について」の「Ⅳ生活文化の環境づくりのための諸方策」及び本年６月の同会議報告「２１世紀に向けた文化政策の推進について」の生活文化に関する提言等を受けて将来の保護の在り方について更に検討する必要がある。

（５）無形の文化財の変化への対応

無形の文化財については、有形の文化財と異なり、人を介して伝えられるものであり、時代とともに変容していくものであることから、「保存」という側面のみに重点を置くと、適切な継承を図ることが困難になる場合がある。このため、無形の文化財の保存を図る場合には、その文化財の基本的な部分は維持しながらも、時代に合わせた種々の工夫を重ねつつ継承と発展が図られるよう配慮する必要がある。なお、現行の文化財保護法における文化財の「保存と活用」という考え方は、有形の文化財を想定したものであり、無形の文化財については、時代とともに変容していくという特性に応じ、無形の文化財独自の視点から検討する必要がある。

2. 文化財の総合的な把握と保護

(1) 各種文化財の総合的な保護

文化財の保護は、従来は概して、美術工芸品、建造物、史跡、伝統芸能というような個々の種類・対象に着目して指定が行われてきた。しかしながら、文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営為とかかわりながら伝統的な意義と価値を形成してきたという側面を持っており、関連する文化財やその環境を保護する必要性が広く認識されつつある。このような要請に対応して、例えば、同一作家の作品と各種資料、祭礼行事における芸能・儀礼的所作と衣装・用具等、史跡や建造物と関係古文書・絵図などというように、文化財の種類の枠を超えて、総合的・一体的な保護の施策を講ずることが重要であるとの指摘がある。今後、そのための取組の一層の改善に努める必要がある。

(2) 動植物とその環境の保護

動植物は一個体が単独で生息・生育し得るものではなく、生態系の一部として存在するものであることから、特定の貴重な動植物を保護する場合にあっては、その属する生息・生育環境も併せて保護の対象としなければ保護の効果が十分でない場合が多い。したがって、今後、天然記念物の指定は、その捕獲・採取等の制限にとどまらず、その生息・生育に密接に関連する一定の地域環境も保護する地域指定方式をできる限り活用する必要がある。

また、その生息・生育に関連する地域が広大であるため、その全域を天然記念物指定地として規制等を及ぼすことが困難な場合には、自然環境の保全に関する他の行政との連携を図り、総体としての保護対策の充実に努める必要がある。

(3) 景観・環境に関する文化財保護

従来の文化財保護制度は、主として文化財それ自体の保護に主眼が置かれていたが、個々の文化財は、それを取り巻く景観・環境と一体となって価値を形成しているものであることから、近年、景観・環境をも含めた文化財保護あるいはそれらをも視野に入れた文化財保護が重要な課題であると考えられている。

現行の文化財保護法においては、建造物や史跡・名勝・天然記念物に関し、その保存に影響を及ぼす行為の制限や、これら文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限する制度があるが、個人の財産権に対する制約を伴うことや、制約を課す際の判断基準などに対する国民的な合意が形成されているとは言えない状況にあることなどから、これらの制度は現在活用されていない。今後、文化財の意義についての周知を図り、国民の合意づくりを図りながら、これら制度の活用に向けて努力する必要がある。

他方、都市計画、自然保護、地域づくり等の観点から、関係省庁や地方公共団体において、景観・環境のための各種の行政施策が近年講じられるようになってきている。このような現状にかんがみ、これらの行政施策との連携を密にし、文化財保護の観点から主体的な働きかけを強めていく必要がある。

3. 文化財保護制度の多様化と充実

(1) 文化財保護手法の多様化

現行の文化財保護制度は、有形の文化財にあっては指定に伴う輸出や現状変更などの制限と修理などへの助成によって、無形の文化財にあっては保持者・保持団体などの認定と助成によって、その保存措置を講じている。

文化財指定制度を補完する制度としては、一部の先進諸国において行われているいわゆる登録制度がある。この制度では、文化財として指定されていないがその保存が望ましい物件について、幅広く目録に登録しておき、その現状変更や処分の場合には、届出義務を課し、その届出を受けて当局が対応策を決定するという内容となっている。我が国においても、文化財の保護についてより十全を期す観点から、同様の制度を導入することについて検討する必要がある。この場合、登録の範囲、登録の主体、届出義務の在り方、地方公共団体の指定文化財との関係などについて特に検討が必要である。

また、保存伝承が困難な文化財、保存になじまない文化財等の記録作成や文化財調査の記録の公開についても、現行以上に幅広い分野を対象として、必要な措置を講じていく方途を検討する必要がある。

(2) 文化財保護財源の充実

文化財に関する新たな行政需要に対応し、文化財保護を着実に進めていくためには、必要な予算の確保や芸術文化振興基金の充実に努めるとともに、文化財保護の主体・対象・方法等に応じ、各種の多様な財源等（財政投融资，税制，地方交付税，メセナなど）を効果的に活用する方途を講じていくことが重要である。

(3) 民間の文化財保護活動に対する支援の充実

国民の間には文化財保護活動への参加意欲が醸成されつつあるが、地域において文化財に関する様々な保護活動が一層効果的に展開できるようにするため、行政の立場からも関係団体の組織化や各種の支援を行っていくことが重要である。とりわけ、地域において文化財の巡視、普及活動を行う文化財保護指導委員（いわゆる文化財パトロール）や各地の文化財保護協会などの文化財保護関係団体等の活動については、全国的な規模での連絡協議を推進するとともに、行政との連携を一層密にして充実した活動を展開できるような方途を講ずる必要がある。また、地域の文化財を案内・解説する者や文化財の保守管理等のボランティア活動を行っている者に対しては、その活動を奨励するため、例えば資格制度や顕彰制度の導入などを図る必要がある。

このほか、国民参加型の文化財保護活動（ナショナルトラスト）の促進、税制上の優遇措置等による民間資金の活用などについても努める必要がある。

(4) 埋蔵文化財制度の充実

ア. 埋蔵文化財制度とその現状

現行の文化財保護法上、埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行う場合は、民間事業については文化庁長官への届出制、国・地方公共団体等の事業については文化庁長官への通知・協議制がとられている。また、工事等の機会に遺跡が新たに発見された場合についても、文化庁長官への届出制がとられている。また、制度の運用として、いわゆる記録保存措置や発掘調査費の原因者負担等が広く定着してきている。

近年、国土開発の進展に伴って、埋蔵文化財包蔵地における工事件数が増加している。これらに対処するため、地方公共団体においては、埋蔵文化財

担当者の増員などの対応を進めてきているが、開発事業者側からは、発掘調査の迅速化、発掘調査費の負担軽減等の要望は一層高まっており、このため、国は、地方公共団体の発掘調査体制の充実、個人住宅等建設に際しての発掘調査費の補助制度の充実等の措置を講じてきた。

イ. 主要課題とそれへの対応

埋蔵文化財の保護については、今日、かなり充実してきているが、なお幾つかの課題が残されている。したがって、以下のような点について更に努力する必要があるが、あわせて、発掘調査における国と地方公共団体等の間の役割分担の在り方などについて、今後、関係行政機関や団体との間で協議を進める必要がある。

(7) 重要遺跡の選定等による保護措置の強化

我が国には周知の埋蔵文化財包蔵地が約30万か所存在している。こうしたものの中から、重要な遺跡の選定を進め、史跡の指定、公有化等の措置を拡充していく必要がある。

(i) 発掘調査の迅速化

発掘調査の迅速化については、今後、更に発掘調査機関の充実、発掘調査担当者の技術の向上、機械の導入等による発掘調査作業の効率化を促進する必要がある。また、地方公共団体において、その対応に追われている状況にかんがみ、発掘調査担当専門職員等の数的な充実を図る必要がある。

(u) 出土品の管理方法の改善

発掘調査による大量の出土品については、今後とも、埋蔵文化財調査センター、出土文化財管理センターの設置等を進める必要がある。また、出土品の管理施設の充実、適正な管理の観点から出土品の取扱い方法の検討を行う必要がある。

(i) 発掘調査の成果の活用・普及

発掘調査の結果、明らかになった歴史的な知見や、出土した遺構、出土品は、積極的に公開し、調査の成果として国民に還元する必要がある。このため、現地説明会の実施、資料の作成配布、展示等の措置を講じていくことが大切である。

(o) 埋蔵文化財発掘調査担当専門職員

地方公共団体における発掘調査体制の充実を図るため、発掘調査担当専門職員の資質及び地位の向上を図るとともに、大学等における教育研究、各種研修の充実などを図る必要がある。

第3 文化財の保存伝承基盤の充実について

1. 文化財に関する学習活動等の充実

伝統ある貴重な文化財を守り後世に伝えていくためには、国民一人一人が文化財の意義を正しく理解し、伝統文化について誇りを持つとともに、これを大切にしていくことが重要である。このためには、国民が、生涯学習や社会的な活動などの場において、文化財に親しみ、伝統文化への理解を深めていく機会の拡充が求められる。特に、学校教育の果たす役割は重要であり、地域や学校の実態に応

じ、学校の教育活動全体を通じて、文化財を理解し、伝統文化を尊重する態度を養うようにしていくことが肝要である。とりわけ、教員の伝統文化に対する理解と関心を高めるとともに、教育課程の実施などにおいて文化財についてより多く学習できるように配慮することが大切である。また、生涯学習の観点から、地域の民俗芸能等の伝承活動、歴史的建造物・史跡等の保存活動など、地域社会に根ざした文化財に関して、社会教育や学習活動が積極的に推進されることが期待される。

2. 後継者等人材の確保等

(1) 伝統芸能等の後継者の確保・伝承活動の充実

ア. 伝統芸能・工芸技術

現行の伝承者養成事業の充実のほか、学校教育との有機的な連携について検討するとともに、顕彰制度の充実なども図る必要がある。また、現行の無形文化財の指定制度についても、後継者の養成・確保の観点から一層の充実を図る必要がある。

イ. 無形の民俗文化財

伝承母体の活性化に配慮し、地域活性化施策などの関係行政施策との連携を図りつつ、地域の伝承活動を推進することが重要である。このため、伝承活動の活性化の観点から、広く民俗文化財を紹介する全国的な公開活動や広報活動の充実について努力していく必要がある。なお、民俗文化財については、特に市町村の役割が重要であり、その施策の充実が期待される。

(2) 伝統的文化財修理技術者・技能者の確保

ア. 修理技術者

文化財修理の方針や方法を決定するに当たっては、学識経験者等による審議等を経るだけでなく、具体的には、修理現場で実務に携わる技術者の高度な専門的知識と経験が重要である。しかし、現行制度では、その貴重で優れた技術の認定制度あるいは身分の保障制度はなく、不安定な状態に置かれている。このため、事業量を安定的に確保するように努めるとともに、例えば文化財保存修復士（仮称）のような資格制度を設け、後継者の確保を図るとともに、社会的地位を確立する必要がある。

イ. 伝統的技能保持者

文化財修理には、直接修理現場で指揮をとる修理技術者のほかに、多くの伝統的技能を保持する建築や工芸等にかかる技能者が必要である。しかし、これらの技能者については、後継者不足が深刻な状況にあり、文化財修理とのかかわり方の範囲において、事業量の安定的確保に努め、また、顕彰制度、あるいは、例えば文化財修理技能者（仮称）のような資格制度の導入を検討し、後継者の育成を図るとともに、社会的認識を高める必要がある。

3. 文化財の修理・修復資材の確保

(1) 修理・修復資材の確保

文化財の修理・修復のために必要な資材や、伝統芸能の用具、工芸技術に必要な材料の中には、生産技術や社会的な需要の変化などによって生産が大きく

落ち込み、その確保が重要な課題となっているものが多い。今後、文化財の修理・修復資材の需給実態の把握に努めるとともに、関係省庁とも連携し、修理用資材等の備蓄、茅、檜、漆樹等の文化財専用生産林の確保、流通経路の整備、生産者に対する支援措置などの施策の具体化を検討する必要がある。

(2) 代替材料の開発の推進

文化財の修理・修復資材の中には、需給状況の変化により生産が落ち込んだり、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）等によって、輸入や捕獲が禁止されていることなどにより、新たな入手が困難となっているものがある。これらについては、当面は在庫分によって対応していくこととなるが、その間に、将来を見通して代替材料を研究開発していく必要がある。

4. 文化財学の振興

文化財の保存・活用に当たっては、文化財の特質の解明、科学的手法による文化財の保存方法の開発が不可欠である。有形・無形の多種多様な文化財の特質の解明には、人文社会科学から理工学、農学等自然科学にもわたる多くの分野に関連する総合的な調査研究が必要である。したがって、新しい学際的・複合領域的な研究分野として「文化財学」とでも呼ぶべき分野の創出と発展が求められている。

(1) 国立文化財研究所等の整備拡充とその研究成果の普及

文化財の基礎的研究を進め、その保存等に資するための研究機関としては、東京及び奈良に国立文化財研究所が設置され、美術工芸品をはじめとする動産的な文化財や芸能の調査研究とその保存活用法の開発や、遺跡、建造物など不動産的な文化財を中心とした調査研究とその保存活用法の開発などが行われている。また、国立博物館等においても、文化財の保存や修復などのための研究が行われている。

これまでの調査研究の成果は、美術工芸品や建造物の調査と保存・修理、遺跡の発掘調査と整備・保存などに生かされてきている。今後、文化財保護の調査研究や人材養成の中心的機関として、これら研究所等の研究基盤の充実を図るとともに、他の研究機関との研究者交流、研修の実施などに努めていく必要がある。

(2) 大学等における文化財学関連の教育研究の充実

文化財学の振興のためには、大学院を含め、大学等における文化財学関連の教育研究の充実を図ることが必要である。そのためには、まず文化財学の基礎となる既存の関係分野の教育研究体制の充実強化を図るとともに、文化財の範囲の拡大等に対応し、それら諸分野を総合した文化財学関係の教育研究体制の今後の充実が期待される。

特に、平成6年度から、国立大学と国立博物館・国立文化財研究所との大学院レベルでの連携協力がスタートしたが、今後とも、このような取組が発展していくことが望まれる。

(3) 研究機関等のネットワーク化の推進

文化財学の振興を図っていくためには、広く、大学、研究所、博物館その他関係機関とのネットワーク化を推進していくことが適当であり、このための組織体制の在り方について検討していくことが必要である。

第4 文化財の活用の推進について

近年では、広く国民の間において、文化財に触れるなど文化財のある豊かな暮らしが求められるようになってきている。また、まちづくり・むらおこしに文化財を活用しようとする動きも高まっている。このため、このような幅広い文化財の活用の要請にこたえるため、保存との調和のとれた文化財の活用の方法について検討していく必要がある。

1. 文化財に国民が親しむ機会の拡大

(1) 文化財公開施設の基準の明確化

近年、国民の文化に対する関心の高まりに伴って、文化関連の施設の新設・拡充の動きが活発化してきている。文化財を保存・展覧する博物館・美術館等の施設も例外ではなく、地方公共団体や民間団体による施設新設・拡充の気運が醸成されている。これらの博物館・美術館等は、独立の施設として計画されるもののほかに、他の公共施設や事務所・商業ビルなどとの複合施設として計画されるものなど、設立形態は多様化してきている。また、最近の傾向として、博物館等以外の臨時施設における文化財の公開が増加し、貴重な文化財の保存の万全を期しがたい場合も見受けられる。

今後、文化財の活用を積極的に推進していく立場から、文化財の適切な公開等が図られ、また、これによって文化財が損なわれることのないようにするため、公開施設の機能、運営、学芸員の配置や役割等を内容とする重要文化財等の公開施設の基準を明確にするとともに、当該施設の設計や展示の計画段階で一層適切なものとなるよう指導の充実を図る必要がある。

(2) 文化財公開施設等の整備

文化財を一層国民に親しみやすいものとしていく上で、文化財の公開展示等を行う施設は重要である。今後とも、重要文化財等の保存・公開のための博物館・美術館や歴史民俗資料館、劇場等の整備を進めるとともに、史跡の歴史上の意義等の理解促進を図る史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場）のように、文化財の活用を進める整備事業の拡充に努める必要がある。

また、国立の博物館や劇場については、我が国を代表するにふさわしい施設として、新たな社会的要請を踏まえ、施設の新設も含め、公開・展示施設等の整備、展示・調査研究・普及広報等の事業の一層の充実などを図っていく必要がある。

さらに、博物館等有形文化財公開施設については、国民がより頻繁に文化財に触れ、親しむことができるよう、例えば、新しい展示方法の導入や開館時間の延長、児童・生徒にも理解できるような解説など、利用者の立場に立った運営や施設の整備について検討する必要がある。

(3) 文化財集中地域の面的な整備

歴史的建造物や史跡・名勝などの文化財が比較的集中している地域について

は、単体として当該文化財の保存・活用を図るにとどまらず、国民生活の中で広く文化財が生かされ、地域の文化環境を豊かにする観点から、博物館・歴史民俗資料館等の施設の整備と併せて、文化財周辺の自然的・歴史的環境の保全を図り、広く歴史的文化的な地域として面的な整備を進めることが適当である。

(4) 民間の伝統芸能上演施設に対する支援の充実

無形の文化財の保存・伝承のためには公開活動の機会の拡充が重要である。したがって、無形の文化財の公開を一層促進していく方向での施策の充実が求められる。この場合、伝統芸能の水準の維持・向上のためには専用の上演施設が必要であったり、伝統芸能の鑑賞者数が芸能の種類によっては必ずしも安定しているとは言えないなど、民間では上演施設の運営が困難な面もある。このため、国においては、例えば、伝統芸能の公演状況等一定の条件を満たした施設に対する認定制度の創設と税制上の優遇措置の導入など、民間施設の支援の充実を図るための方策を検討することが必要である。

2. 史跡の整備と失われた歴史的建造物等の復元

史跡等のうち、現状ではその本来の歴史的意味や価値を理解できなくなっているものについては、これを公開・活用するために整備する必要がある。従来、史跡公園事業や「ふるさと歴史の広場」事業などが行われてきた。

このような整備を行うに際しては、歴史的な建造物や地下の遺構等を損傷してしまうことがあってはならないのは当然であるが、具体的な整備方法についても、史跡等の種類や歴史的価値に応じて、遺構の平面的な表示、失われた歴史的な建造物の立体的復元表示等、個々の史跡等に最も適した手法を選択し、史跡等の適切な活用を図る必要がある。

また、近年、地方公共団体から要望の多い失われた歴史的建造物の復元については、それ自体は、文化財への関心や歴史上の理解を深め、また、地域の象徴としての役割を果たすなどの意義があると考えられる。他方、復元によって遺構が損傷したり、史跡等の本来のイメージが損なわれるおそれがあること、歴史的資料の不足により正確な復元が困難であることなどから、これに反対する意見も強い。

したがって、失われた歴史的建造物の復元に当たっては、個別の計画において、史跡等の整備の手法としての適否、遺構への影響、歴史的裏付け等個々の問題点を十分考慮した上で、復元の是非及びその方法等が十分検討されるよう指導を行っていく必要がある。

3. 地域活性化施策・文化財関連産業振興施策との調整

(1) 文化財を核としたまちづくり・むらおこし

近年、地域に伝承されてきた史跡、民俗芸能などの文化財への関心が高まり、まちづくり・むらおこしの中で活用する事例が増加している。全国的にも、地域の活性化や振興に当たって、地域固有の文化財を中核に据えた特色ある活動や事業を展開していこうとする気運が高まっている。

文化庁においても、「風土記の丘」、「歴史の道」、「ふるさと歴史の広場」などの史跡等の整備活用事業を推進してきたところであるが、今後ともこのような地域の文化財を生かし、広く国民が親しむことのできるような整備を

促進することが大切である。

特に、伝統的建造物群保存地区は、歴史的な町並みや集落を、周囲の環境と一体をなして価値を形成するものとして保存するものであり、地域の振興にも寄与している。このような実績を踏まえて、更に制度の拡充を求める声が強くなっている。今後とも、この制度の質的な充実を図るとともに、都市計画行政との連携をとり、これを進めていく必要がある。

また、地域の伝統芸能等の活用などについては、公開活動を支援する施策の充実を図る必要があるが、この場合、併せて文化財としての本質を失わないよう配慮することが重要である。

このような文化財を核としたまちづくり・むらおこしに当たっては、今後、文化財行政部局が主体性を持って、企画、観光、商工、農林水産、建設等の関連行政部局と適切な連携を図り、施策の展開に努める必要がある。

(2) 文化財関連産業の振興と文化財保護

民俗芸能等民俗文化財の伝承母体である地域社会の産業（農林水産業や地場産業など）や伝統的工芸品産業などの文化財の関連産業の中は、需要の停滞、後継者不足など厳しい状況下に置かれているものがある。このため、当該伝承母体の衰退にともない、地域の伝統的な芸能や工芸技術などの保存伝承が困難となっているものもある。このように、地域に根ざした文化財は、関連産業の振興や地域振興なしには、その保護を十分に行うことができない場合が多いため、このような産業連関を視野に入れた施策の充実を図るとともに、関連行政機関との連携による施策の展開も必要となっている。

4. 文化財情報システムの構築

文化財保護のための調査研究、教育研究機関の活動支援、博物館等の観覧者の多様化する学習要望、諸外国との学術研究の交流などにおいて、近時、文化財に関する的確な情報に対する需要が高くなっている。

このため、全国的に所在する数多くの文化財やその保存・修復に関する情報の収集・データベース化に努めるとともに、これを最新の情報機器を活用して、研究者や広く国民に的確かつ迅速に提供するための文化財情報システムを構築する必要がある。このシステムは、文化庁を中心として、博物館・美術館等の関係機関・団体等をネットワーク化するものであり、各方面への情報提供が格段に強化され、将来に向けての文化の向上発展の基盤となることが期待される。

第5 文化財の国際交流・協力の推進について

1. 文化財を通じた国際交流の推進

(1) 日本伝統文化海外紹介事業の推進

経済大国として急激な発展を遂げてきた我が国は、諸外国から経済面において注目を浴びているところであるが、日本の歴史・文化・伝統については知られていない面が多い。近年、各国から日本の文化を総合的に紹介する事業の要請が増大しており、その一環として文化庁の行っている日本古美術品の展覧会の開催希望も年々増加してきている。

文化交流の面において日本側における輸入超過が叫ばれている今日、日本古美術の海外展や、伝統芸能などの海外公演などを実施し、日本の歴史・文化等を海外に紹介することは、我が国に対する諸外国の理解増進を図り、国際文化交流の面においても大変意義のあることである。このような要請にこたえるべく、文化庁においても、伝統文化の海外紹介事業の推進について、組織的・計画的に対応していくための実施体制の整備が求められている。また、伝統文化を海外へ紹介するための外国語による紹介文書や画像資料の作成、普及に努める必要がある。

(2) 博物館・美術館・文化財研究所相互の交流の促進

博物館・美術館が、各館所蔵の文化財を中心に、館の特色を生かし海外で展覧会を開催するなどして相互の交流を行うことは、館の調査研究活動や展覧活動の向上につながり重要である。また、文化財研究所においては、研究水準の向上には国際的な研究者交流や共同研究が不可欠であり、その積極的な推進が望まれる。

(3) 重要文化財等の海外展への出品手続きの簡素化

現行の文化財保護法上、重要文化財の輸出は原則として禁止されており、その輸出には文化庁長官の許可が必要である。この規制の対象には、海外展等のため重要文化財を持ち出すことも含まれるが、国際的な文化交流の促進の必要性、諸外国からの海外展開希望の増加などにかんがみ、一定の要件を満たすものについては届出制とするなど、国内における取扱いと同等とする方向で手続きの簡素化を図ることが必要である。これは、文化財の活用の促進面からも望まれる。

2. 文化財保護の国際的な協力

(1) 世界遺産の保護に関する協力

遺跡や美術品などの文化遺産や自然遺産は、人類共通の財産であり、それらの滅失、崩壊や破損、劣化を防ぎ保存・修復を図ることは、現代に生きる人類の責務ともいえる。しかし、世界の各地には、破壊や衰亡の脅威にさらされている世界的に重要な文化遺産や自然遺産が数多く存在している。

このため、特に、これらの世界的な遺産の保護について、専門家の派遣、研修生の受入れなどにより、保存・修復に対する支援や共同研究の実施を行うなど、人的な面の協力を積極的に推進する必要がある。

また、我が国が平成4年に加入したユネスコの「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき、「法隆寺地域の仏教建造物」及び「姫路城」（文化遺産）並びに「白神山地」及び「屋久島」（自然遺産）が世界遺産として登録されたが、今後とも、世界遺産の保護に関する協力活動に積極的に参加していく必要がある。

(2) 海外にある日本の古美術品の修復への協力

在外日本古美術品は、日本文化の世界への「懸け橋」ともなるもので、我が国にとっても非常に貴重なものであるが、経年変化、取扱いの不適切さなどによる劣化・損傷が見られるものも多く、その保存・修復を積極的に進める必要がある。文化庁では、平成3年、在外日本古美術品保存修復協力委員会を設け、

まず始めに米国スミソニアン研究機構フリーア美術館が所蔵する日本絵画の修復を実施したところであるが、平成6年度からは、その対象を全米の博物館・美術館に拡大するとともに、欧米の博物館・美術館の技術者を招へいして研究協力を行う事業を実施することとしている。今後、それらの成果を踏まえ、各国の実情の把握に努め、修復の基本的在り方について検討するとともに、幾多の機関からの要望にこたえていくための受入体制を整備していく必要がある。

3. 文化財の国際交流・協力の推進体制の確立

現在、国内関係機関・団体の文化財分野での国際交流は、各機関・団体で独自に進められているという実態にある。より実りある国際的責務を果たすためには、文化庁が総合的に企画・調整する機能を高めるとともに、東京国立文化財研究所に文化財保護に関する国際協力を組織的・効果的に行う機関として「国際文化財保存修復協力センター（仮称）」を早期に設置することが必要である。

第6 文化財保護行政の体系化と機能の強化について

1. 地方公共団体の役割の増大と国・地方の連携

近年、地方の役割が増大していることや、地方も含めた国全体としての文化財保護という観点から、文化財保護行政上の国・都道府県・市町村それぞれの役割分担や連携についての体系的な整理を図る必要がある。

(1) 国指定文化財に対するかかわり方

現行の文化財保護法においては、国指定文化財について、その管理・修理に関する指導、その保護のための現状変更の制限等の権限・事務のほとんどは文部大臣又は文化庁長官が行うこととされ、地方公共団体については、都道府県教育委員会が文化庁長官の権限委任を受けて、一定の権限・事務を執行できることとされている。

一方、近時、地方公共団体の文化財保護の体制は逐次整ってきている。このような情勢などに対応し、文化庁は、都道府県に対して国の権限の委譲に努めてきているが、今後とも、このような措置の拡大を図っていく必要がある。

また、現行の文化財保護法上、文部大臣又は文化庁長官に提出する書類は、都道府県教育委員会を経由すべきものとなっており、その際、都道府県教育委員会は意見を付すものとなっている。この点については、文化財が所在する市町村が最も密接に文化財に関与するものであるから、市町村からの意見聴取など、その位置付けや役割の明確化を図ることが必要である。

(2) 地方公共団体独自の文化財の保存・活用の推進

現行の文化財保護法では、地方公共団体は、条例により、国指定文化財以外でその区域に存する文化財の保護について必要な措置を講ずることができることとされており、都道府県のすべて、市町村のほとんどにおいて文化財保護に関する条例が定められ、地域の実態に応じた文化財保護行政を展開し、その役割が増大してきている。しかし、国、都道府県、市町村が、それぞれどのような役割を果たすべきか、また、どのような連携が図られるべきかについては必ずし

も明確ではない。

また、国民の求める幅広い文化財保護の要請にこたえていくためには、国と都道府県との明確な役割分担の下での連携協力、博物館等の関係機関・専門職員相互の全国的な連絡協議活動の推進、地方に対する財政支援措置の充実などについても検討する必要がある。

さらに、いわゆる生活文化財については、それが生活の基盤である地域に密着しているものであることから、地域と密接に関係ある市町村が特に重要な役割を果たすことが期待される。

(3) 文化財指定の基準・方針の明確化・周知

文化財の指定の基準は、その性格上、ある程度は一般的抽象的な内容とならざるを得ない側面がある。しかしながら、国と地方公共団体が、どのような基準及び方針によって保護を行っていくかについてできる限り明確化・周知することにより、国と地方公共団体の適切な役割分担を図らなければ、両者間の適切な連携協力は期待できない。現状では、国と地方公共団体はそれぞれの基準・方針により保護を行っているが、両者間の連携協力は必ずしも十分なものとはなっていない。このため、地方も含めた国全体の文化財の保存の観点から、これらの基準や方針を明確化・周知して、国と地方公共団体との連携協力を努める必要がある。

(4) 文化財保護行政担当者の配置と資質の向上

地方公共団体においては、近年の国土開発の進展に伴って埋蔵文化財包蔵地における工事件数が増加していることから、主に埋蔵文化財関係の職員の増員が図られてきた。都道府県においては、今後とも埋蔵文化財関係者の確保に努める必要があるが、文化財全体の保護の観点から、埋蔵文化財以外の文化財の各分野にわたる専門職員の充実を図るとともに、文化財保護行政担当者の身分の安定化、処遇の改善、資質向上のための研修の充実などが必要である。また、都道府県からの市町村に対する技術的・専門的支援にも十分配慮していく必要がある。さらに、市町村においても、都道府県に準じた専門職員の配置等を充実する必要がある。

2. 国の文化財保護行政の機能の強化

(1) 時代の変化に対応した文化財行政の充実

文化財を取り巻く内外の諸情勢の変化に適切に対応していくためには、文化庁は、時代の変化に対応した文化財行政の在り方を常に検討し、国の文化財関連行政推進の中核としての役割を果たしていかなければならない。このためには、文化財保護に関する政策の立案、各省庁との連絡協議、国際化への対応などの課題に取り組めるよう、文化庁の機能の強化を図る必要がある。

(2) 地方との協力関係の強化

国は、国指定文化財に対する行政の在り方のみならず、地方公共団体の指定や保護対策の在り方をも含めた実情の把握に努め、それに関する技術的・専門的協力、財政、税制等幅広い支援措置を推進する必要がある。

(3) 文化財保護に関する広報活動の推進

文化財は、国民すべてに伝えられてきた遺産であり、その保護には、国民全体の参加が必要とされる。しかしながら、文化財保護の仕組みや保護活動の現状に関する広報活動は必ずしも十分ではなく、文化財に関する白書の刊行などを含め、更に国民に幅広く周知していく努力が必要である。

また、文化財保護に関する国民の理解、参加意識を促進するため、文化財に関する全国的な広報活動や催し物などの実施を積極的に進めていく必要がある。